

消 防 災 第 51 号
消 防 広 第 76 号
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部

防 災 課 長
広 域 応 援 室 長
(公 印 省 略)

緊急消防援助隊の強化と併せた都道府県の災害応急対策の見直しについて

平成 26 年度に発生した災害における教訓を踏まえた緊急消防援助隊等の強化につきましては、「緊急消防運用要綱の見直しについて」(平成 27 年 3 月 31 日付け消防広第 74 号消防庁長官通知)により、各都道府県知事及び東京消防庁・各指定都市消防長に対し、通知したところです。

各都道府県におかれましては、当該通知により新たに定められた内容等を踏まえた下記事項にご留意の上、都道府県地域防災計画における災害応急対策の点検を行い、必要な見直しを行う等、防災・危機管理体制の一層の強化を図られますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 緊急消防援助隊の応援等要請の迅速化

- (1) 大規模災害等が発生し、死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、消防組織法第 44 条第 1 項の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うこと。
- (2) 緊急消防援助隊の応援等に関する都道府県知事の要請は、次のとおり段階的

に行い、要請の迅速化を図ること。

- ① 直ちに、電話（災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。
 - ② 災害の概況、出動を希望する区域・活動内容等が明らかになり次第、電話によりこれらを報告する。
 - ③ 詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等が把握した段階で速やかに、書面によりこれらを報告する（報告は、ファクシミリにより行い、併せて電子メールによっても可能）。
- (3) 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う際は、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性についても検討すること。

2 実動関係機関との連携強化

- (1) 消防応援活動調整本部（消防組織法第 44 条の 2 の規定に基づき設置されるものをいう。）、DMAT 調整本部（日本 DMAT 活動要領（平成 18 年 4 月 7 日付け医政指発第 0407001 号厚生労働省医政局指導課長通知）V-2 に基づき設置される DMAT 都道府県調整本部をいう。）及び政府現地対策本部（災害基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 25 条第 6 項若しくは第 28 条の 3 第 8 項の規定に基づき設置される非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいう。）が設置される場合並びに自衛隊、警察等が都道府県災害対策本部に参集する場合は、可能な限り、これらの活動場所は都道府県災害対策本部と近接した場所に設置すること。
- (2) 災害発生時においては、都道府県及び実動関係機関が定期的に合同で調整会議を開催すること等により、関係機関間の情報共有を図ること。

3 実動関係機関の受援体制の強化

災害発生時において、緊急消防援助隊等実動関係機関の広域的な応援部隊を円滑に受け入れ、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、上記 2 に加え、次に掲げる事項について、あらかじめ関係機関と調整したうえで、都道府県における災害応急対策等に係る計画中の受援計画として位置付ける等、実動関係機関の受援体制の強化を図ること。

- (1) 進出拠点及び進出経路の確保、当該拠点への連絡員の派遣等、緊急消防援助隊の円滑な受入れに関すること。
- (2) 救助活動拠点、宿営場所、その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。

- (3) 緊急消防援助隊等の実動関係機関の活動に必要な情報提供に関すること。
- (4) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (5) 実動関係機関共通の活動方針、活動時の安全基準、トリアージ基準等の調整に関すること。
- (6) 救急・地域医療搬送における搬送手段・搬送先の調整に関すること。
- (7) 都道府県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援体制に関すること。